

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 23 号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(様式)</p> <p>第 14 条 &lt;省略&gt;</p>	<p>(<u>吏員証</u>)</p> <p>第 14 条 <u>徴収吏員は、保険料の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行なう場合においては、当該徴収吏員の身分を証明する証票を、徴収金に関して財産差押えを行なう場合においては、その命令を受けた徴収吏員であることを証明する証票をそれぞれ携帯しなければならない。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第 15 条 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。